

外形標準課税に係る Q&A（純支払利子）

○ 純支払利子

純支払利子は、法人税の所得計算において損金算入する支払利子から、法人税の所得計算において益金算入する受取利子を控除したものです。

支払利子は、基本的には法人税の受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と同じですが、輸入決済手形借入金に係る支払利子については、法人税で「負債の利子」を選択しない場合でも、原則として対象となります。

また、損金算入できる利子税や延滞金も対象となります。

受取利子は、支払利子と同じ範囲のもので受け取るもののうち益金算入にするものが対象となります。利子税や延滞金に対応するものは還付加算金となります。

Q1 額面が100万円の手形を支払期日前に90万円に割り引いて現金化した場合、手形割引料10万円は支払利子に含まれますか。

A 手形割引料は、受取手形を支払期日前に現金化することにより金融機関から割り引かれるものであって、借入金に対する利息に相当するため、支払利子に含まれます。（法72条の16②、令20の2の6、取扱通知4の3の1）

Q2 100万円の売掛債権について、支払期日前に90万円に割り引いて支払いを受けた場合における売上割引料10万円は、支払利子に含まれますか。

A 売上割引料は、単に期日前に支払いをしてくれたことに対する報奨金的なものであることから、支払利子に含まれません。（法72条の16②、令20の2の6、取扱通知4の3の9）

外形標準課税に係る Q&A（純支払利子）

Q3 3月末で事業年度が終了する法人が、期末近くに貸付けを行い、その貸付金から生ずる利子の支払いを翌事業年度に受けた場合には、当該事業年度の受取利子には含まれないのですか。

A 受取利子を計上する事業年度は、原則として、支払いを受ける利子の額が法人税の所得の計算上益金の額に算入される事業年度と一致するものとされています。

法人税の所得の計算上、各事業年度の益金の額に算入する利子については、その利子の計算期間の経過に応じ、当該事業年度に支払いを受けるべき額とされています。

したがって、設問の場合、当該事業年度の受取利子には、実際に支払いを受けたのが翌事業年度であったとしても、貸付けを行った日から期末までの期間に応じた額（法人税の所得の計算上益金に算入された額）が含まれます。（法 72 の 16①、令 20 の 2 の 5）

Q4 小売業を営む法人が、貸付けを行い、その貸付金から生ずる利子の支払いを定期的に受ける場合には、受取利子の計算はどのようになりますか。

A 受取利子を計上する事業年度は、原則として、支払いを受ける利子の額が法人税の所得の計算上益金の額に算入される事業年度と一致するものとされています。

法人税の所得の計算上、益金に算入する利子については、その利子の計算期間の経過に応じ、当該事業年度に支払いを受けるべき額とされています。ただし、金融・保険業を営む法人以外の法人が、貸付金から生ずる利子でその支払期日が 1 年以内の一定の期間ごとに到来するものについて、継続してその支払期日の属する事業年度の益金に算入している場合には、これを認めることとされています。

したがって、設問において、利子の支払期日が 1 年以内の一定の期間ごとに到来し、継続してその支払期日の属する事業年度の益金に算入している場合には、支払期日の属する事業年度の受取利子に含まれます。（法 72 の 16①、令 20 の 2 の 5）

Q5 法人が、製品を製造するために必要な資金を借り入れ、その利子の額を棚卸資産の取得価額に含めた場合には、どの事業年度の支払利子とされますか。

外形標準課税に係る Q&A（純支払利子）

A 支払利子を計上する事業年度は、原則として、支払う利子の額が法人税の所得の計算上損金の額に算入される事業年度と一致するものとされています。

しかしながら、棚卸資産については、法人税の所得の計算上、当該事業年度の収益に対応する製造原価等が損金の額に算入されます。それにより、支払った利子の額のうち、どの部分が当該事業年度の損金に算入されているかを把握することは困難であると考えられます。

このため、棚卸資産の取得価額に含まれ、資産計上される利子については、実際に利子を支払った事業年度の報酬給与額に含めることとされています。（法 72 の 16①、令 20 の 2 の 5、取扱通知 4 の 1 の 2）

Q6 法人が、本社ビルを建てるために必要な資金を借り入れ、その利子の額を建設仮勘定に計上した場合には、どの事業年度の支払利子とされますか。

A 支払利子を計上する事業年度は、原則として、支払う利子の額が法人税の所得の計算上損金の額に算入される事業年度と一致するものとされています。

しかしながら、ビルのような有形固定資産（減価償却資産）については、法人税の所得の計算上、建設のための費用は建設仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上され、完成もしくは事業の用に供した事業年度から損金の額に算入されます。それにより、支払った利子の額のうち、どの部分が当該事業年度の損金に算入されているかを把握することは困難であると考えられます。

このため、減価償却資産については、建設仮勘定に含まれ資産計上される利子は、実際に支払った事業年度の報酬給与額に含めることとされています。

なお、この取扱いは、減価償却資産以外の固定資産の取得価額に算入される利子についても同様です。（法 72 の 16①、令 20 の 2 の 5、取扱通知 4 の 1 の 2）

Q7 信用事業を営む協同組合等から受ける事業分量配当のうち、当該協同組合等が受け入れる預貯金の額に応じて分配されるものは、受取利子に含まれますか。

外形標準課税に係る Q&A（純支払利子）

A 信用事業を営む協同組合等から受ける事業分量配当のうち、当該協同組合等が受け入れる預貯金の額に応じて分配されるものは、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」に含まれます。

したがって、純支払利子の算定に当たっては、受取利子に含まれます。（法 72 の 16 ③、令 20 の 2 の 7、取扱通知 4 の 3 の 2）

Q8 相互会社の基金利息は、受取利子に含まれますか。

A 相互会社とは、保険業を行うことを目的として、保険業法に基づき設立された保険契約者をその社員とする団体のことをいいます。

相互会社の基金利息は、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」に含まれます。

したがって、純支払利子の算定に当たっては、受取利子に含まれます。（法 72 の 2①、令 20 の 2 の 7、取扱通知 4 の 3 の 2）

Q9 利子税、地方税の延滞金は、支払利子に含まれますか。

A 申告期限の延長に係る利子税及び延滞金は、約定利息の性質を有します。また、不申告や納期限後の納付に係る延滞金は、遅延利息の性質を有します。

これらのうち、法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものは、約定利息の性質を有する利子税及び延滞金に限られています。

したがって、純支払利子の算定に当たっては、申告期限の延長に係る利子税及び延滞金が支払利子に含まれます。（法 65、72 の 16②、72 の 45 の 2、327、令 20 の 2 の 6、取扱通知 4 の 3 の 1）

Q10 銀行から受け取る預金利息は、所得税を差し引いた受取金額が受取利子の対象となるのですか。

外形標準課税に係る Q&A（純支払利子）

A 銀行から受け取る預金利息は受取利子の対象です。その利息に対して課される所得税を含めた金額が、受取利子の対象となります。（法 72 の 16③、取扱通知4の3の2）

Q11 還付加算金は、受取利子に含まれますか。

A 利子としての性質を有するものであり、法人税の所得の計算上益金の額に算入されることから、受取利子に含まれます。（法 72 の 16③、令 20 の2の7、取扱通知4の3の2）

Q12 リース会社から設備をリースしています。リース契約書には、リース資産の取得価額と利息相当分は明記されていませんが、会計上は、リース資産の取得価額と利息相当額を区分して計上しています。この場合、支払利息相当額として費用計上した金額は支払利子に含めますか。

A リース取引が、法人税法64条の2第1項の規定によりリース取引の目的となる資産の売買があったものとされるリース取引に該当する場合には、賃貸人による取得価額と利息相当額が明確かつ合理的に区分されているときに、当該利息相当額が支払利子又は受取利子となります。

このとき、契約書に利息相当額の区分がなくとも、会計処理において、リース資産の取得価額と利息相当額を明確かつ合理的に区分し、法人税の所得の計算上損金の額に算入される場合には、支払利子に含まれます。（法 72 の 16②、令 20 の2の6、取扱通知4の3の5）

Q13 貿易商社が支払う輸入決済手形借入金の利息は支払利子に含まれますか。

A 貿易商社が支払う輸入決済手形借入金の利息は、委託買付契約に係るもので、その利息相当額を委託者に負担させる場合であっても、貿易商社の支払利子に含めます。

外形標準課税に係る Q&A（純支払利子）

ただし、委託買付契約において、利息相当額が明確かつ合理的に区分されている場合には、利息相当額は委託者の支払利子及び貿易商社の受取利子に含まれます。（法 72 の 16②、令 20 の 2 の 6、取扱通知 4 の 3 の 7）

Q14 売掛金などの金銭債権の支払が期日を過ぎた場合に、遅延期間に応じて一定の率に基づいて算定する遅延損害金は、支払利子及び受取利子に含めますか。

A 金銭の給付を目的とする債務の履行が遅れた場合の遅延損害金は、損害賠償金ですが、金銭債務を元本とする負債の利子に該当します。

負債の利子は、原則として借手において貸借対照表の負債の部に計上されるものを元本とし、元本×率×期間で計算すべきものです。遅延期間に応じて、一定の利率に基づき算定されます。

このように、遅延損害金は一種の割増利息の性質を持つことから、支払利子及び受取利子に含めます。（法 72 の 16②・③、令 20 の 2 の 6、20 の 2 の 7、取扱通知 4 の 3 の 8）

Q15 売掛債権をファクタリング会社に譲渡したときのファクタリング費用は、支払利子に含めるのですか。

A 売掛債権を譲渡したときの債権金額と譲渡価額の差額は、資産の譲渡から生じるものであって、負債から生じる利子とは性質が異なります。そのため、原則として、支払利子には該当しません。

ただし、譲渡の対象となる債権に償還請求権が付されているときは、支払利子に該当します。（法 72 の 16②、令 20 の 2 の 6、取扱通知 4 の 3 の 1、4 の 3 の 11）

Q16 建設予定のビルを賃借するにあたり、建設協力金を預託し、返還までの期間において支払家賃と受取利息を各期の費用及び収益として計上しています。当該費用及び収益は、支払賃借料及び受取利子に含めるのですか。

外形標準課税に係る Q&A（純支払利子）

A 金融商品に関する会計基準に基づき建設協力金を時価評価して資産計上し、返還までの期間に支払家賃及び受取利息を費用及び収益に計上している場合、当該費用及び収益が法人税の所得の計算上、当該事業年度の損金及び益金となるときは、支払賃借料及び受取利子として取り扱います。

建設協力金の支払時の時価と支払額との差額は、前払家賃の性質を有するものと考えられ、法人税の所得の計算上損金の額に算入される事業年度において、支払賃借料となります。

また、受取利息は、建設協力金の時価評価額を元本としたときの、 $\text{元本} \times \text{利率} \times \text{期間}$ で求められるものであり、受取利子に該当します。（法72の16①、令20の2の7、20の2の8）